

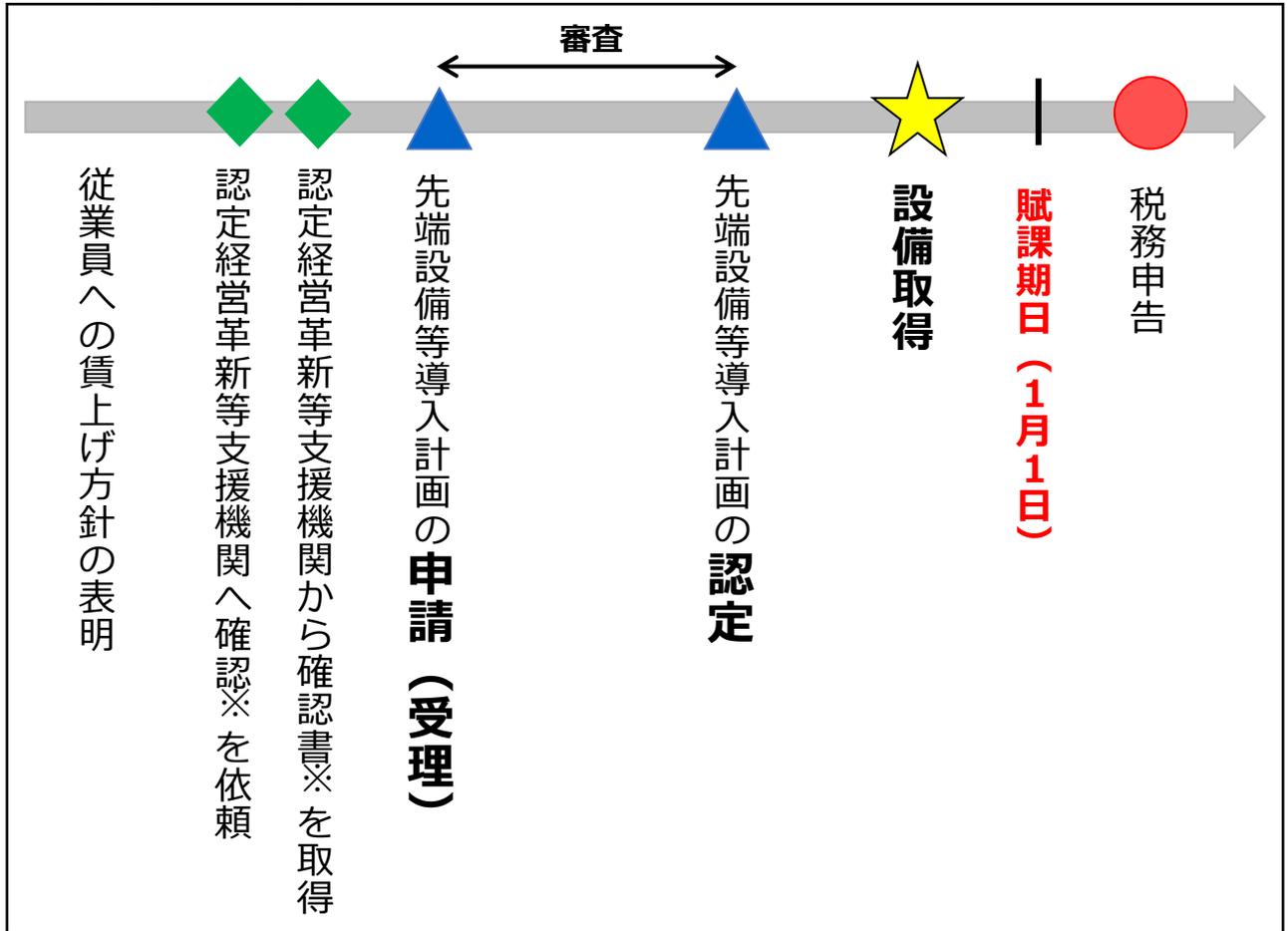
2. 税制支援

(4) 設備の取得時期

先端設備等については、以下のとおり、「先端設備等導入計画」の**認定後に取得**することが**【必須】**です。

中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はありませんのでご注意ください。

<設備取得と計画認定のフロー>



※認定経営革新等支援機関に確認を受ける内容について (P.6の内容を再掲)

→下記①は先端設備等導入計画の認定を受けるためには必須です。
さらに、税制の適用を受ける場合は、下記②も必須になります。

①先端設備等導入計画について

先端設備等導入計画記載の直接当該事業の用に供する設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上することが見込まれるかを確認

②投資計画について

年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれるかを確認